

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

WDC
22 3628

技術
蘭
關係

昭和十七年五月

井上

国立公文書館	
分類	返 赤
配架番号	3 A
	14
	41-16

昭和十七年七月二十七日

商工省總務局總務課長 美濃部 洋次

總務局
井上書記官殿

商工省技術會議開催ノ件

今般特別技術班會議ヲ改組擴充シ之ヲ制度化シテ其ノ運營ヲ活潑化セシ
ムル爲別紙ノ通商工省技術會議ヲ設置スルコトト相成候ニ付テハ貴下本
會議議員トシテ參加相成度候
猶左記ノ通第一回會議開催致スベク御參察相成度

場 所 商工省第一會議室
日 時 七月十五日(土曜日) 午後一時半
七月十六日(木曜日) 午前九時

極秘

特別技術審議會擴充ニ關スル件

趣旨

鑛工業ニ關スル技術問題ノ重要性愈々加重シ來レルニ鑑ミ從來ノ特別技術審議會ヲ改組擴充シ新ニ商工省技術會議及統制會技術部長會議ヲ設置シ統制會技術部長會議ハ商工省技術會議トノ連繫ヲ、商工省技術會議ハ庶務課長會議トノ連繫ヲ夫々制度化シ有機的一體トナリテ活動セシメ以テ商工行政全般ニ亘リテ技術的意見ヲ浸透セシムルト共ニ鑛工業ニ關スル技術行政ノ綜合的企畫ノ急速ナル樹立及其ノ實施ノ積極化ヲ圖ラシメツトス

三 運 用

- (1) 商工省技術會議ハ原則トシテ毎週水曜日定期的ニ之ヲ開クコト
統制會技術部長會議及商工省技術聯絡會議ハ夫々毎月少クトモ一
回開催スルヲ原則トシ其ノ他必要ニ應ジ之ヲ開催スルコト
- (2) 商工省技術會議ノ決定シタル諸案ハ庶務課長會議ニ付議決定ノ上
實施スルコト
- (3) 庶務課長會議ニ付議セラレタル議案ニシテ技術行政ニ重要ナル關
係アルモノニ付テハ商工省技術會議ニ諮問スルコト
- (4) 各會議共ニ構成員ノ一部ヲ以テ臨時専門會議ヲ開クコトヲ得ルコ
ト

商工省技術會議議員

總務局總務課長

同 技師

勅任技師

議長
副議長
同 議員

總務局

同

鑛産局鑛山課長

同

鐵鋼局製鐵課長

化學局合成課長

機械局産業機械課長

織維局

美濃部事務官

井上 書記官

大堀 事務官

荒井 技師

渡邊 技師

足立 技師

稻見 技師

坂 技師

岸 技師

必要ニ應ジ臨時職員ヲ追加シ得ルモノトス

燃料研究所第二部長 新台	纖維試験所第四部長 三平	工機指導所研究部長 佐々木	陶磁器試験所瀬戸試験場長 寺坂	大阪工業試験所第六部長 中根	東京工業試験所第五部長 高松	同 酒糟部製造課長 井上	同 炭酸課長 三市加藤	燃料局人送石油課長 多田	覆土本方 書記官
技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	

統制會技術部長會議職員名簿

職員	職名	氏名
局長	商工省總務局總務課長	美濃部 洋次
職員	鐵鋼統制會技術部長	井村 竹市
職員	石炭統制會生産部長	山川 良一
職員	鑛山統制會生産部長	齋藤 平吉
職員	セメント統制會技術部長	小柳 勝藏
職員	車輛統制會技術部長	橋本 新助
職員	自動車統制會技術部長	三木 吉平
職員	精密機械統制會技術部長	備藤 三郎
職員	電氣機械統制會調査部長	服部 勝雄
職員	産業機械統制會技術部長	中安 閑一
職員	金屬工業統制會電線技術部長	小杉 雄二
職員	同 歴延技術部長	杉浦 稠三

帝國燃料興業株式會社技術部長 內田正次郎
 石油販賣統制株式會社製品部副部長 飯高信男
 商工省總務局總務課 大畑弘
 同 荒井浩

特別技術班改組擴充ニ關スル件

一 趣旨

鐵工業ニ關スル技術問題ノ重要性愈々加重シ來レルニ鑑ミ從來ノ特別
技術班會議ヲ改組擴充シ新ニ商工省技術會議及統制會技術部長會議ヲ
設置シ統制會技術部長會議ハ商工省技術會議ハ連環ヲ、商工省技術會
議ハ庶務課長會議トノ連環ヲ夫々制度化シ有機的一體トナリテ活動セ
シメ以テ商工行政全般ニ亘リテ技術的意見ヲ浸透セシムルト共ニ鐵工
業ニ關スル技術行政ノ綜合的企畫ノ急速ナル樹立及其ノ實施ノ積極化
ヲ圖ラシメントス

17.7.20 (R) 〇

二 附 屬

めくれず

(1) 商工省技術會議

付加事務 加付事務

總務局總務課長ヲ議長、生産振興課長及工政課長ヲ副議長トシ總務局長、各局技師及各試験所技師ヲ以テ構成スルコト

(2) 統制會技術部長會議

古くは

後方
後方
後方
後方

統制會技術部長又ハ技術所管部長ヲ以テ構成シ部長中適任者ヲ議長トシ商工省總務局員ヲ幹事トスルコト

場合ニ依リ統制會外ノ統制團體技術責任者ヲ加ヘ特別會議ヲ構成スルコト

(3) 商工省技術聯絡會議

商工省技術會議及統制會技術部長會議ノ合同會議トシ總務局長ヲ議長トシ總務局總務課長ヲ副議長トスルコト

三 運 用

- (1) 商工省技術會館ハ原則トシテ每週一四定期的ニ之ヲ開クコト
統制會技術部長會議及商工省技術聯絡會議ハ夫々毎月少クトモ一
回開催スルヲ原則トシ其ノ他必要ニ應ジ之ヲ開催スルコト
- (2) 商工省技術會議ノ決定シタル諸案ハ庶務課長會議ニ付議決定ノ上
實施スルコト
- (3) 庶務課長會議ニ付議セラレタル議案ニシテ技術行政ニ重要ナル關
係アルモノニ付テハ商工省技術會議ニ諮問スルコト
- (4) 各會議共ニ構成員ノ一部ヲ以テ臨時専門會議ヲ開クコトヲ得ルコ
ト

極秘

特別技術班改組機充ニ關スル件

一 趣旨

鎖工業ニ關スル技術問題ノ重要性愈々加重シ來レルニ鑑ミ從來ノ特別
技術班會議ヲ改組機充シ新ニ商工省技術會議及統制會技術部長會議ヲ
設置シ統制會技術部長會議ハ商工省技術會議ノ連環ヲ、商工省技術會
議ハ庶務課長會議トノ連環ヲ夫々制度化シ有機的一體トナリテ活動セ
シメ以テ商工行政全般ニ亘リテ技術的意見ヲ浸透セシムルト共ニ鎖工
業ニ關スル技術行政ノ綜合的企畫ノ急遽ナル樹立及其ノ實施ノ積極化
ヲ圖ラシメントス

二 構成

めくれず

(1) 商工省技術會議

總務局總務課長ヲ議長、生産擴充課長及工政課長ヲ副議長トシ總務局長、各局技師及各試験所技師ヲ以テ構成スルコト

(2) 統制會技術部長會議

統制會技術部長又ハ技術所官部長ヲ以テ構成シ部長中適任者ヲ議長トシ商工省總務局長ヲ幹事トスルコト

場合ニ依リ統制會外ノ統制團體技術責任者ヲ加ヘ特別會議ヲ構成スルコト

(3) 商工省技術聯絡會議

商工省技術會議及統制會技術部長會議ノ合同會議トシ總務局長ヲ議長トシ總務局長ヲ副議長トスルコト

三 運 用

- (1) 商工省技術會議ハ原則トシテ每週一四定期的ニ之ヲ開クコト
統制會技術部長會議及商工省技術聯絡會議ハ夫々毎月少クトモ一
回開催スルヲ原則トシ其ノ他必要ニ應ジ之ヲ開催スルコト
- (2) 商工省技術會議ノ決定シタル諸案ハ庶務課長會議ニ付議決定ノ上
實施スルコト
- (3) 庶務課長會議ニ付議セラレタル議案ニシテ技術行政ニ重要ナル關
係アルモノニ付テハ商工省技術會議ニ諮問スルコト
- (4) 各會議共ニ構成員ノ一部ヲ以テ臨時專門會議ヲ開クコトヲ得ルコ
ト

商工省技術會議議員

議長 總務局總務課長

副議長 同 生産擴充課長

同 企業局工政課長

議員 總務局總務課

同

鐵道局鐵道課長

鐵道局鐵道課長

化學局合成課長

機械局産業機械課長

纖維局絹毛課長

大

堀

事務官

荒

井

技師

渡

邊

技師

足

立

技師

稻

見

技師

坂

技師

岸

技師

燃料局人造石油課長	榎本 豪務官
同 酒精部機設課長	後藤 技師
東京工業試験所第五部長	井上 技師
大阪工業試験所第六部長	高松 技師
機設試験所	佐々木 技師
機設試験所第四部長	三平 技師
機設試験所第二部長	新村 技師

秘

技術委員會議事要録

重要産業統制團體協議會

技術公開問題に關する小委員會

第一回 (五月七日) 於日本工業俱樂部

出席者 岡部委員長外委員九名

技術公開問題に關する照會に對して各委員より寄せられた意見を事務局に於て便宜上問題別に分類整理して、(一)敵性特許の公開 (二)樞軸國の特許 (三)國內特許公開の順位及方式 (四)一般技術公開の機構及方式 (五)公開に對する報償 (六)其他技術者の指導養成等とし、之を素材として逐項検討を加へた結果、席上の意見に基いて一應本件に關する意見案を事務局に於て起草し之を次回に附議することとした。尙當日は各統制會に於て現に實施中の技術公開乃至交流の事例に就て報告が

昭和十七年六月二十六日
 重要産業統制團體
 御啓 益御清穆奉賀候
 隨着技術委員會議事要録乍延引茲許同封御送附申上候
 間御高覽賜度願上候
 敬具

昭和十七年六月二十六日

重要産業統制團體



御啓 益御清穆奉賀候
 隨着技術委員會議事要録乍延引茲許同封御送附申上候
 間御高覽賜度願上候
 敬具

見を事
 二 概輪
 稱及方
 之 業材
 開する
 同當日

裏面白紙

あつた。例へば精密機械統制會では所屬廿工場の現業指導を既に終了し、又自動車統制會では自動車工場と飛行機工場との間に技術交流委員會を設けて相互に技術者派遣まで實行してゐる。また本件に關聯して、外國特許の買收の統制、規格の統一、産業見本市の設定等の必要が力説された。

第二回 (五月十四日 於日本工業俱樂部)

出席者 副部長委員長外委員十一名

事務局起草「技術公開に關する意見案(未定稿)」を左記項目に従つて慎重審議を遂げた結果、更に次同に修正案を附議することとし、特許問題に就ては關係官廳及び民間専門家の臨席を求めて懇談を遂げることとなつた。

一、特許公開の方式

(一)外國特許及商標の公開

(二)國內特許の公開

二、一般技術公開の方式

三、技術公開の機構

(一)技術公開委員會の設置

(二)委員會の構成及權限

四、技術公開に對する報償

(一)報償の種類及び査定

(二)物質的報酬

(三)精神的報酬

附 技術者の養成及び優遇

第三回 (五月十八日 於大東亞會館)

出席者 (官廳側)

技術院第一部第一課磯崎參技官、特許局關本

審査第二部長、商工省總務局總務課井上、大畑兩事務官、

逓信省堀岡電氣試驗所長

(民間側) 大日本兵器石原常務、藤倉電線木村取締役、科學

動員協會增井産業課長

(常會側) 岡部委員長外委員十名

「技術公開問題に關する意見案(修正案)」を議題とし特許及技術公開の方式に就て審議し、特に外國特許公開の問題に就て懇談を重ねた。敵産特許の處理に就ては工業所有權戰時法に依り(一)取消と(二)専用免許との二つの方法があるが、統制會が専用權を取得することは現行法上猶研究の餘地があり、且戰時法發動に關する調査委員會が審査決定を爲すには相當時日を要するし、右委員會の構成自体も現在の特許を處理するに最適と云ひ難い點があるので、寧ろ一舉に取消して一般に公開し之が利用に就ては統制會に於て適當の措置を講ずればよとの意見が來賓側より講陳された。

本委員會

第二回 (五月二十七日) 於中央亭

來賓

(官廳側) 技術院本多第一部長、同下山第一課長、同磯崎

參技官、同田村第四部第一課長、特許局關本審査第二部長、

商工省總務局井上、大畑兩事務官、同荒井技師、逓信省松

前工務局長

(民間側) 東京芝浦電氣藤井第三部長、日立製作所網谷技

術統制部長、藤倉電線交川企畫課長、科學動員協會增井産

業課長

(當會側) 岡部委員長外委員、幹事十七名

豫ねて小委員會に於て研究中の技術公開問題の内、敵産特許處理問題に就ては當局の希望もあり、至急意思表示を行ふこととなつたが、問題の重要性に鑑み、本委員會を開いて審議することとした。

一五— 席上來賓より、敵産特許は一應全部取消して、其の善後措置に就ては統制會の統制規程中に「取消敵産特許ノ實施ハ會長ノ承認ヲ受ケ之

「爲スベシ」との規定を新に挿入して統制會をして之に當らしめ、官民双方に於て善處するを妥當とするとの意見が開陳され、種々懇談の結果、敵産特許は之を取消して廣く利用せしめると共に、不生産的濫用の弊の生ぜざる様、統制會に於て適宜の措置を採り、實施權の設定されざる場合も亦統制會が善後措置を講ずべしとの意見に落着き、次回に意見案を審議することゝなつた。

第三回 五月廿九日 於日本工業俱樂部

出席者 森川參與外委員、幹事十四名

(臨席) 商工省井上事務官、電解曹連工業組合庄司顧問、

敵産特許處理問題は法制的措置を必要とし、又化學關係特許も相當數に上る關係上、特に商工當局及化學事業團體關係者の臨席を求め、事務局起草の建議案(未定稿)に付熱心な審議を遂げた結果、大體意見の一致を見たが、問題の重要性に鑑み、役員會にも経過報告の上、

正式決定を行ふことゝした。

第四回 (六月八日 於大東亞會館)

出席者 森川參與外委員十五名

本件は六月二日開催の常任常務委員會に附議したので、其席上及前回委員會席上に於ける意見を參酌して事務局に於て意見案を起草し、之に付慎重審議の後、字句修正の上、本委員會議見を決定した。

右意見は引續き本日開催の統制團體理事長會議に附議し、會長の承認を経たる上、本會意見として、別紙の通り、六月十日本會會長名を以て關係當局に對し建議した。

第五回 (六月二十二日 於丸ノ内中央亭)

出席者 岡部委員長外委員、幹事十三名

先づ帆足書記長より前同に於て決定した敵産特許取消に關する意見の當會に於ける取扱の経過に付報告した後、郷司調査部長より本件に關する關係當局方面の意向に付説明あり、取消後の統制會に於ける處理の方法、機構に關し種々意見交換の結果、問題の性質に鑑み各統制會關係事業の技術部面のみならず經濟部面の首腦者を加へ、處理に付て當業者の十分納得するが如き機構の委員會を必要とするであらうとの意見に一致し、引續き處理方針の具体案に付研究を重ねることに決定し、次回は關係當局の出席を求めて本件に關する當局の方針を聽取することとし、その場合の準備として各統制會の技術委員會の委員名簿及規約夫々二部宛を各統制會より當會調査部へ送付願ふこととなつた。

敵産特許及商標取消ニ關スル意見

刻下本邦産業喫緊ノ要務タル生産力増強ノ具現ハ先ツ産業技術ノ飛躍的向上ニ俟タザルベカラズ 而テ此ノ技術ノ躍進方策トシテハ官民一致協戮シテ凡ユル有効適切ナル方途ヲ講ズベク 戦時下敵國人所願ノ特許及商標ノ如キモ此際我が産業ニ於テ之ヲ大イニ活用シ以テ時局要請ノ一端ニ資スベキナリ

仍テ敵産特許商標及實用新案ハ左記ニ依リ政府ニ於テ至急工業所有權戰時法ヲ發動シテ一旦之ヲ取消ストテ國內ニ於テ既ニ實施權ヲ認定ナルモノニ付テハ現狀ヲ一應其ノ儘存續セシムル暫定措置ヲ講ジタル上其ノ國內ニ於ケル利用ニ關シテハ國家的見地ヨリ檢査ヲ加ヘテ權力廣ク且合理的ニ之ヲ活用セシムル爲統制會又ハ之ニ準ズル統制團體ヲシテ速ニ適當ナル措置ヲ講ゼシムルコト最モ緊要ナリト

原科ナラシ

めくれず

一、敵産特許ハ取消ト同時ニ其ノ活用ニ付テハ統制會又ハ之ニ準メル
統制會設クシテ之ニ當ラシムル措置ヲ講ズルコト

二、取消特許ニ付國內ニ於テ既ニ實施權ヲ設定セル者ニ對シテハ取消
ニ依リ損失ノ補償ヲ必以トスル場合ハ適當ナル措置ヲ講ズルコト
三、敵産商標ハ原則トシテ無條件取消ヲ爲スコト

四、敵産實用新案及出願中ノ發明新案ニ付テモ特許ニ關スル事同様ノ
處理ヲ爲シ得ル様政府ニ於テ適當ナル措置ヲ講ズルコト

昭和十七年六月十日

食糧統制委員會

昭和十七年六月十日

重要産業統制協議會
書記長 帆 足

昭和十七年六月十日

重要産業統制協議會

書記長 帆 足

殿



拜啓 時下益御清穢之段奉賀候
隨者今般弊會に於て敵意待許及商標處理の件に付慎重審議の結果
別紙の通り意見を決定し本日弊會會長名を以て左記關係當局に對
し建議致候間此段御參考迄供貴覽候
敬具

記

- 内閣總理大臣 東條 英 機 閣 下
- 外務大臣 東 郷 茂 徳 閣 下
- 大蔵大臣 賀 屋 興 宣 閣 下

大藏大臣 實 田 直 樹 下
 陸軍大臣 東 條 英 機 閣 下
 海軍大臣 嶋 田 繁 太郎 閣 下
 農林大臣 東 條 英 機 閣 下
 內閣總理大臣 東 條 英 機 閣 下

「蘇聯艦隊出陣」の事、本日の新聞記者会見で、東條首相は、蘇聯艦隊の出陣は、日本の利益に資するものであると述べた。また、蘇聯艦隊の出陣は、日本の利益に資するものであると述べた。また、蘇聯艦隊の出陣は、日本の利益に資するものであると述べた。

理

官 務 院 機 關 局

官 務 院 機 關 局 印 刷 部



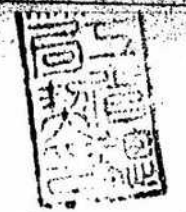
昭和十一年六月十日

陸軍大臣	東 條 英 機 閣 下
海軍大臣	嶋 田 繁 太郎 閣 下
商工大臣	岸 谷 信 介 閣 下
逓信大臣	寺 島 健 閣 下
鐵道大臣	八 田 嘉 明 閣 下
企畫院總裁	鈴木 貞 一 閣 下
國務大臣	鈴木 貞 一 閣 下
內閣書記官長	星 野 直 樹 閣 下
內閣法制局長官	森 山 銳 一 閣 下
內閣情報局長	谷 正 之 閣 下
技術院總裁	子 母 井 上 匡 四 郎 閣 下
大政翼賛會事務總長	後 藤 文 夫 閣 下
特許局長官	中 村 幸 八 閣 下

警備局長官	中林	幸八	閣下
大連實業會理事	翁	文夫	閣下
駐青領事	千代	北	閣下
内閣府秘書官	谷	五	閣下
内閣府顧問官	森山	一	閣下
内閣府顧問官	尾	一	閣下
關東大臣	松	一	閣下
全盤調整官	八	一	閣下
農林大臣	中	一	閣下
商工大臣	中	一	閣下
新軍大臣	田	一	閣下
海軍大臣	東	一	閣下

昭和十七年六月十一日

商工省總務局總務課長 美濃部 洋次



總務局
井上事務官殿

特別技術班（第八回）會議開催ノ件
第八回特別技術班會議左記日程及別紙議程ニ依リ開催可致候條御出席
相成度此段及通知候也

記

日時 昭和十七年六月二十四日（水曜）午前九時
場所 商工省日比谷分室

めくれず

特別技術班 第八回 會議議題

特別技術班（第八回）會議議題

昭和十七年六月廿四日（水）午前九時 日比谷分室

一 統制會單獨ニテ處置シ得ザル事項及物資別所管ノ技術的觀點ヨリス
ル不合理性ノ検討 （統制會側班員ヨリ提案ノコト）

二 鐵工業技術水準向上ニ關スル對策

三 重要不足資源對策 （蠶食後）

（一）銅 （四）ロールベアリング對策ニ關スル鐵鋼統制會ノ處置ノ詳細）

（二）石綿（不足物資協議會ニ於ケル協議狀況）

四 其ノ他

備考 一項ニ關シテハ出來得レバ其ノ概要ヲ六月廿日迄ニ總務局荒井技
師宛御通達相成度

敵産特許取消ニ關スル建議案 (未定稿)

現下喫緊ノ要務タル生産増強ノ具現ハ先ヅ産業技術ノ飛躍的向上ニ俟タザルベカラズ。而テ此ノ技術ノ躍進方策トシテハ凡ソル有効ナル方策ヲ講ズベク、敵國人所屬ノ特許及商標ノ如キモ此際之ヲ大イニ活用シ以テ時局要請ノ一端ニ資スベキナリ。仍テ是等敵産特許及商標ノ處理ニ就テハ政府ニ於テ工業所有權戰時法ヲ發動シテ之ヲ取消シ廣ク一般産業ニ對シテ利用セシムル措置ヲ講ゼラレタシ。

(附記)

一 右取消ニ伴フ特許及商標ノ濫用其ノ他ノ弊害防止ニ就テハ、統制會(統制會ナキ産業ニアリテハ、主務官廳)ニ於テ、統制規程ニ基キ適當ナル措置ヲ講ズルモノトス。

一 既ニ實施權ヲ設定セル企業ニ對スル補償問題ニ關シテハ、前項ニ則リ統制會ニ於テ適宜ノ措置ヲ採ルモノトス。

五月八日
三月九日
海軍省
日清戦争
敵産特許

17.5.29

特別技術班會議（第七回）次第一（午前ノ部）
 日時 昭和十七年六月三日午前九時
 場所 丸ノ内 日本工業俱樂部

議 事

- 商工省特別技術班ト統制會技術部等トノ連絡ニ關スル事項
- (1) 特別技術班ノ構成及事業
 - (2) 統制會技術部等ノ運營方針
 - (3) 特別技術班ト統制會技術部等トノ連絡方法
 - (4) 大東亞鐵工業資源活用ニ關スル件
- 出席者

商	工	省	總務局總務課長	美濃部	洋次
			生産擴充課長	山本	高行
			總務課事務官	井上	尙一
			技術師	大堀	弘
				荒井	浩

大阪工業試験所第六部長	東京工業試験所第五部長	地質調査所第一部長	燃料局企畫課技師	鐵道局絹毛課技師	産業機械課技師	機械局總務課技師	化學局無機課技師	鐵鋼局製鐵課技師	鐵鋼局總務課技師	特殊鋼鐵課技師	鐵道局鐵山課技師	鐵道局鐵道試驗所技師	
高松	井上	石井	小村	岸	三田	鈴木	小森	谷口	淡中	太田	片山	伊藤	水上
春成	清秀	英雄	武八	太吉郎	弘平	泉	清一	慶讓	英太郎	俊夫	克之		

統
制
會

陶磁器試驗所瀨戶試驗場長	中根俊雄
工藝指導所東北支所長	寺坂
機械試驗所技師	佐々木榮一
纖維工業試驗所第四部長	三平
燃料研究所第二部長	新村唯治
鐵鋼統制會技術部長	井村竹市
石炭統制會生產部副部長	栗木
鐵山統制會生產部長	齋藤平吉
セメント統制會技術部長	小柳勝藏
車輛統制會技術部長	中柳勝藏
自動車統制會技術部長	三木吉平
精密機械統制會技術部長	備前三郎
電氣機械統制會	備前三郎
產業機械統制會研究課長	橫水維熊
金屬工業統制會電線技術部長	小杉雄二
壓延技術部長	杉浦綱三

一 敵性實用新案ニ就テハ、工業所有權戰時法ニ之ヲ包括セシムル
ヤウ之ヲ改正セラザルベシ。但シ法律改正ニ至ルマデノ期間ニ
於テハ、暫定的ニ政府ニ於テ適切有効ナル措置ヲ講ゼラシメタシ

第三回技術委員會出席者芳名（順不同）

昭和十七年五月二十九日（金）午後三時

於日本工業俱樂部會議室

重要産業統制團體協議會

臨席

商工省總務局總務課長

美濃部

洋次

君

商工省總務局事務官

井上

尙一

君

電解曹達工業組合顧問

庄司

務君

委員長

岡部

榮一

君

委員

能率協會理事長

森川

覺三

君

鐵鋼統制會

技術部長

井村

竹市

君

石炭統制會

生産部副部長

栗木

幹市

君

鐵山統制會

生産部長

齋藤

平吉

君

セメント統制會

技術部長

小柳

勝藏

君

（君代理）

電氣機械統制會
産業機械統制會

調査部長
改良部長

服部 横溝 勝雄 君
安 一 郎 君
中 安 一 郎 君
(君代理)

精密機械統制會

技術部長

備 藤 三 郎 君

自動車統制會

技術部長

出 藤 三 郎 君

車輛統制會

技術部長

出 藤 三 郎 君

金屬工業統制會

電線技術部長

出 藤 三 郎 君

金屬工業統制會

電線技術部長

出 藤 三 郎 君

造船統制會

總務部長

出 藤 三 郎 君

日本發送電株式會社

電氣建設部長

出 藤 三 郎 君

日本海運協會

顧問

出 藤 三 郎 君

幹 事

關東配電株式會社

工務部長

出 藤 三 郎 君

重要産業統制團體協議會

書記長

出 藤 三 郎 君

同

調査部長

出 藤 三 郎 君

技術委員會出席者名簿 (順序不同)

昭和十七年五月二十七日 正午

於丸ノ内 中央亭

電産院技術會議聯合會

來賓

技術院第一部長	出	本	多	靜	雄	君
同 第一部長	出	下	山	定	則	君
同 參技官	出	山	崎	民	平	君
同 第四部第一部長	出	田	村	賢	治	君
同 特許局長兼第二部長	出	關	本	洋	次	君
同 商工省總務局總務課長	出	美	濃	部	上	君
同 事務官	出	井	上	尚	一	君
同 事務官	出	大	須	弘	浩	君
同 技師	出	荒	井	浩	君	
同 逓信省工務局長	出	松	前	重	家	君
同 逓信省電氣試驗所長	欠	堀	岡	正	家	君

藤倉電線株式會社取締役

日立製作所取締役

日本電氣株式會社取締役

大日本兵器株式會社常務取締役

東京芝浦電氣株式會社理事第三部長

科學動員協會產業課長

常務理事

日本經濟聯盟會參事

出

欠

欠

出

出

木

馬

梶

石

藤

增

(藤)

村

場

井

原

井

井

澤

介

桑

隣

四

威

成

禧

次

夫

剛

勵

次

郎

八

君

君

君

君

君

君

君

君

君代理)

技術委員會

委員長

委員

委員

能率協會理事長

岡部

川部

榮一

三

君

鐵鋼統制會

技術部長

出井

村

竹

市

君

石炭統制會

生産部副部長

出栗

木

幹

一

君

嶺山統制會

生産部長

出齋

藤

平

吉

君

セメント統制會

技術部長

出小

柳

勝

藏

君

電氣機械統制會

調査部長

出服

部

勝

雄

君

産業機械統制會

理事長

出氏

家

長

明

君

産業機械統制會

技術部長

出中

安

閑

一

君

精密機械統制會

技術部長

出備

藤

三

郎

君

自動車統制會

技術部長

出三

木

吉

平

君

車輛統制會

技術部長

出橋

本

新

助

君

金屬工業統制會

電線技術部長

出小

杉

雄

二

君

君代理

金屬工業統制會
造船統制會
日本發送電株式會社
日本海運協會

歴延技術部長 出杉 浦 利三 君
總務部長 出湊 一 磨 君
電氣建設部長 出佐 伯 猛 男 君
顧問 出生 野 熊 一 君

幹 事

關東配電株式會社
重要産業統制團體協議會
同

工務部長 出高 井 亮太郎 君
書記長 出帆 足 計 君
調查部長 出郷 司 浩平 君

技術公開問題ニ關スル意見案

一七・五・一八
技術委員會小委員会

一 特許公開ノ方式

(一) 外國特許及商標公開ノ方式

(1) 政府ガ歐米國家ノ特許利用ノ指定又ハ分配ヲ爲ス場合ハ右歐米國
國會ニ親國會ナキ重要産業ニシテ親國會ニ準ズルモノヲ本國會ハ該
國會ニ其ノ他ノ場合ハ適宜ノ方法ニ依ルベキモ、本業ハ親國會ニ因
テ其ノ事項ノミヲ扱フ、以下同ジニシテ其ノ計畫ニ準テモシムル
コト

(2) 公開サルベキ特許ハ各關係親國會ニ對シ當該特許權者ノ承認

ヲ得ルコト、各親國會ハ自己ノ責任ニ於テ之ヲ會員中ノ特許者ニ利用セ
ルコト、其ノ技術ノ有效ナル適用ヲ圖ルコト

右ニ關シ法規改正ノ要アラバ之ヲ改正スルモ、改正前ニヨリテハ
通用上適當ナル措置ヲ講ズルコト

特許者ハ其ノ技術ノ利用ハ何等ノ親國會ニ依リ得ルコト



(3) 敵産商標公認ニ關シテハ前項特許ノ場合ニ準ズルコト

(4) 樞軸國特許ニ就テハ政府間ノ外交交渉ニ依リテ出來得ル限り其ノ廣汎ナル利用ヲ圖ルコト

(備考) 公開實施ノ機構ニ就テハ後段四ノ項參照

(5) 尙從來我國ニ於テ外國特許ヲ買收スル場合ハ各會社ガ相互ニ競争シテ料金ヲ競上ゲ徒ニ郡費ノ濫費ニ終ルガ如キ弊勢カラザルヲ以テ今後新ニ外國特許ヲ買收スル際ニハ各關係機關會フシテ買收ノ手續乃至直接買收ニ當ラシムルコト。

又在來往々ニシテ同様ノ外國特許ガ若干ノ變更ヲ加ヘラレタル上數次ニ亘リ我國ニ於テ買取ラレ、甚シキニ至リテハ全然同一ノ特許ヲ二重三重ニ買取ラレタルガ如キ事例サヘ存在セルヲ以テ、將來ハ新ル不條理ノ再發セザル様、政府ニ於テモ万般ノ考慮ヲ拂ヘルベキコト。

(6) 技術院ニ於テハ獨逸ノ「パテント・ビュロー」ニ範ヲ採リ外國
特許目錄ノ完備ニ付特別ノ考慮ヲ拂ハルベキコト

□國內特許公開ノ方式

(1) 同一産業内又ハ異種産業間ニ互リ相當廣範圍ニ利用セラレ、特許
ハ一般關係業界ノ技術水準ノ向上ヲ圖ル爲最モ簡易ナル條件ニ依リ
公開スルコト。例ヘバ機械工業ニ於ケル工作法ニ關スル特許ノ如ク
簡單ナル考案ニ基キ其ノ所有會社ガ之ニ依リ既ニ充分ノ利益ヲ收メ
タル場合ニ於テハ、政府ハ必要ニ應ジ特許收用令ヲ發効シ原則トシ
テ之ヲ無償公開セシムルコト。尙其ノ實施ニ就テハ統制會ニ委任ス
ルコト。

(2) 特定業者間ニ於テ其ノ所有特許ヲ交互ニ融通利用セムトスル場合
ニハ、其ノ條件ニ付テハ實情ニ即應シ關係會社相互間ノ談合乃爾關係
統制會ノ斡旋ニ依リ適宜之ヲ決定スルコト。

（3）其ノ他ノ場合ニ於テハ一定條件ヲ具備シタル業者ニ對シテノ公開
開スベク徒ラニ活用ノ能力ナキモノニ對シテハ公開スルコトハ却テ
害アルヲ以テ、公開條件ノ決定ニ付テハ慎重ヲ期スベク、（1）同一産
業内ノ特許ノ公開ニ付テハ該統制會ニ委任シ、（2）異種産業間ノ
レニ付テハ各統制會相互間ニ於テ協議決定スルコト
（備考）右ニ關スル機構ニ就テ後段四ノ項参照

（3） 其ノ他ノ場合ニ於テハ一定條件ヲ具備シタル業者ニ對シテノ公開
開スベク徒ラニ活用ノ能力ナキモノニ對シテハ公開スルコトハ却テ
害アルヲ以テ、公開條件ノ決定ニ付テハ慎重ヲ期スベク、（1）同一産
業内ノ特許ノ公開ニ付テハ該統制會ニ委任シ、（2）異種産業間ノ
レニ付テハ各統制會相互間ニ於テ協議決定スルコト
（備考）右ニ關スル機構ニ就テ後段四ノ項参照

ニ一般技術公開ノ方式

特許以外ノ一般技術ノ公開乃至交流ノ方式ハ大略左ノ如ク特許ノ公開
ノ場合ニ準ズ。

- (1) 同一産業内又ハ異種産業間ニ互リ相當範圍ニ公開サルベキ技術
ニ付テハ關係統制會又ハ技術關係團體ノ幹長ニ依リ（1）會報、學會
等ニ於ケル論文、報告ノ發表（2）講演會、協賛會又ハ懇談會ノ開催（3）
製品展覽會又ハ見本市ノ開設（4）專門講習會ノ開催（5）工場ノ見學、實

- 習及批評會ノ開催(ハ)指導班ノ派遣等ノ方式ヲ採ルコト。
- (2) 特定會社相互間ニ於テ任意ニ(1)技術者ノ派遣(四)設計、圖面ノ公開(ハ)共同設計(イ)協力工場(下請工場)制ノ擴充乃至合併等ノ方式ニ依リ技術ノ交流ヲ爲ス場合ハ前段一ノ(1)ノ(2)ノ場合ニ同ジ
- (3) 同一産業内ノ會社相互間ニ於ケル技術公開ノ場合ハ其ノ生産品目、生産額又ハ技術編度等ニ差異アルトキハ公開ノ前提トシテ先ヅ大略ノ生産分野ノ劃定ヲ行ヒ技術的ニ同種類、同程度ノ會社間ニ於テ(イ)工場見學(四)設計、圖面ノ公開ヨリ進ムデ(ハ)共同設計等ノ方式ニ依リ互ニ長短相補ヒ技術ノ向上ヲ圖ルコト。尙其ノ實施ハ當該統制會ヲシテ之ニ當ラシムコト。
- (4) 異種産業間ノ技術公開ニ付テハ前段一ノ(1)ノ(3)ノ(四)ノ場合ニ準ズ
- (5) 尙技術公開ニ依ル被公開者ノ設備擴充又ハ變更ニ伴フ資材ノ供給ニ付テハ政府及統制會ニ於テ充分配慮スルコト。

此の如きものは、技術の公開を促進し、生産の効率を高め、産業の発展に寄与するものである。特に、同一産業内での技術交流は、競争を促進し、技術の進歩を加速させる効果がある。また、異種産業間での技術公開は、産業間の連携を強め、新たな技術的突破を生み出す可能性がある。政府や統制会は、これらの取り組みを積極的に支援し、産業の健全な発展を促すべきである。

(6) 技術ノ公開特ニ圖面ノ公開等ヲ惡用スル被公開者ニ對テハ統制會ニ於テ罰則トシテ資料割當ノ削減其ノ他適宜ノ措置ヲ講ズルコト

技術公開ニ對スル報償

(一) 報償ノ種類及査定

技術公開ニ對スル報償トシテハ物質的報償並ニ精神的報償ノ兩者ヲ併用シ研究心ノ退化乃至他人ノ所有スル技術ヘノ依頼心ヲ助長セザル様慎重考慮ヲ要スベク、特定業者相互間ノ任意ノ技術交流ノ場合ヲ除キ其ノ他ノ技術公開ノ場合ニ於テハ各統制會又ハ其ノ相互間ニ於テ審査決定シ必要ノ場合政府ニ於テ適宜ノ措置ヲ講ズルコト。尙技術院ニ於テハ報償基準ノ作成方針ニ付考慮セラレタキコト。

物質的報償

被公開者ヨリ公開者ニ對シテ支拂フベキ物質的報償トシテハ所屬ノ研究費ト被公開者ノ受益額トヲ綜合シテ報償金額ヲ査定スベク、

又場合ニ依リ獨逸ノ先例ニ倣ヒ統制會ニ於テ公開者ニ對シテ資材制
當ノ増加ノ特典ヲ與フルモ一策ナルベシ。尙必要ニ應ジテ政府ニ於
テハ補助金又ハ獎勵金ノ交付ヲ考慮セラレタキコト。更ニ報酬ニ付
テハ公開會社ノミナラズ當該技術ニ關係シタル技術者個人（完成者
ノミナラズ發意者迄及ブコト）ニ關シテモ充分考慮スベキモノニシ
テ褒賞金ハ從來ノ實例ノ遺憶ナリシニ鑑ミ相當多額ナルヲ至當トス
ベク、又技術者個人ニ對スル報酬ハ公開會社ノソレトハ別途ニ直接
當該個人ノ有ニ歸スル様措置スベキコト

(三) 精神の報奨

公開者ニ對スル精神の報奨トシテハ各統制會ガ公開會社及技術者
ノ榮譽ヲ表彰シ、更ニ優秀ナルモノニ付テハ國家ガ特ニ之ヲ表彰シ、
以テ積極的ニ技術ノ躍進向上ニ資スルノ方途ヲ購ズルコト

四 技術及特許公開ノ機構

(1) 政府ガ技術及内外特許公開ノ方式ニ付基本方針ヲ決定スル場合ハ

適當ナル中樞的審議機關、例へば技術院ノ科學審議會ニ諮問スルコト

(2) 右諮問機關ニハ各統制會代表者ヲ參加セシムルコト

(3) 各重要産業ニ於ケル(1)般產特許ノ利用(4)外國特許ノ買收(5)國內特許
其ノ他一般技術公開ノ實施ハ政府ノ基本方針ノ

範圍内ニ於テ總テ之ヲ當該統制會ニ一任スルコト

(4) 一産業統制會内ニ於ケル技術、特許ノ公開ハ當該統制會ノ統制規程ニ則リ、統制會會長之ヲ施行スルコト

(5) 各産業相互間ニ於ケル技術、特許ノ公開ハ關係統制會會長會議ニ於テ之ヲ決定スルコト

(6) 右決定ニ當リテハ統制會技術關係首腦者會議、例へば重要産業統制會協議會技術委員會ニ諮問スルコト

技術者ノ養成
技術者ノ養成ニ依ル指定事業ノ收容人員ヲ増加シ可及的速カニ下
級技術員ノ養成ヲ圖ルコト(特ニ鎖業ニ於テ)
(2) 大學高等専門學校工鎖科學生ニ對スル給費制ノ實施ニ依リ上級技
術員ノ養成ヲ促進スルコト(同ジク特ニ鎖業ニ於テ)
(3) 産業ト遊離セル大學専門學校工鎖科ノ教育方針ヲ根本的ニ改革ス
ルト共ニ其ノ教授ノ待遇ヲ改善シ以テ直接現場業務ニ従事スル生
産技術者ノ養成ニ努ムルコト(積極的ニ)

(附) 産業技術ノ振興方策

技術公開問題ニ關聯シ本邦技術ノ刷新向上ヲ圖ル爲當面技術者ノ養
成及優遇其ノ他ニ關シ政府當局ノ考慮ヲ煩ハシタキ事項ヲ擧グレバ左
ノ如シ。

(一) 技術者ノ養成

- (1) 技能者養成令ニ依ル指定事業ノ收容人員ヲ増加シ可及的速カニ下
級技術員ノ養成ヲ圖ルコト(特ニ鎖業ニ於テ)
- (2) 大學高等専門學校工鎖科學生ニ對スル給費制ノ實施ニ依リ上級技
術員ノ養成ヲ促進スルコト(同ジク特ニ鎖業ニ於テ)
- (3) 産業ト遊離セル大學専門學校工鎖科ノ教育方針ヲ根本的ニ改革ス
ルト共ニ其ノ教授ノ待遇ヲ改善シ以テ直接現場業務ニ従事スル生
産技術者ノ養成ニ努ムルコト(積極的ニ)

(二) 技術者ノ優遇

業種ニ依リ邊陲ナル地域ニ位シ又作業ノ性質上危険又ハ有害ナル業

務ニ從事スル技術者ノ待遇ニ付テハ會社經理統制令ニ於テ特別ノ考
慮ヲ爲スコト

(三) 見本市ノ開設

權威アル見本市ノ設置ハ産業技術向上ニ貢獻スルトコロ多大ナルヲ
以テ、例ヘバ獨逸ノ「ライプツヒ・メッセ」ニ倣ヒ本邦ニ於テモ定
期的産業見本市ヲ内地ノ中心的位置ニ在リ海陸交通ノ要衝ニ位スル
新興産業都市ニシテ一時多量ノ收容スル宿舍ノ便アルモノ、例ヘ
バ名古屋附近ニ開設スルコト

（Faint, mostly illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page. Some characters are difficult to discern but appear to be vertical columns of Japanese text.)

國家總動員法 (昭和十三年四月一日) 抄録
法律第五十五號

第十三條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル事業ニ屬スル工場、事業場、船舶其ノ他ノ施設又ハ之ニ轉用スルコトヲ得ル施設ノ全部又ハ一部ヲ管理、使用又ハ收用スルコトヲ得

政府ハ前項ニ掲グルモノヲ使用又ハ收用スル場合ニ於テ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ従業者ヲ供用セシメ又ハ當該施設ニ於テ現ニ實施スル特許發明若ハ登録實用新案ヲ實施スルコトヲ得

第十四條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ鑛業權、砂鑛權及水ノ使用ニ關スル權利ヲ借用若ハ收用シ又ハ總動員業務ヲ行フ者ヲシテ特許發明及登録實用新案ヲ實施セシメ若ハ鑛業權、砂鑛權及水ノ使用ニ關スル權利ヲ使用セシムルコトヲ得

第十五條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ、第十三條、第十四條、第十五條ノ規定ニ依リ、

合ハ此ノ限ニ在ラス總動員業務ヲ行フ者ハ・・第十四條ノ規定ニ依リ使用、收用又ハ實施ヲ爲ス場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ニ因リ生ジタル損失ヲ補償スベシ

工場事業場使用收用令

昭和十四年十二月二十九日
勅令 第九百一號

抄録

第十三條 主務大臣國家總動員法第十三條第二項ノ規定ニ依リ特許發明又ハ登録實用新案ヲ實施セントスルトキハ實施ノ決定ヲ爲スベシ

第十四條 主務大臣前條ノ決定ヲ爲シタルトキハ運帶ナク決定書ノ原本

ヲ特許權者又ハ實用新案權者及特許發明又ハ登録實用新案ノ實施權者ニ送達スベシ

決定書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

一 特許發明又ハ登録實用新案ヲ實施スル官廳名

ニ決定ノ要旨

ニ特許ノ番號又ハ登録番號

ニ發明又ハ實用新案ノ名稱

特許權者又ハ實用新案權者及特許發明又ハ登録實用新案ノ實施權者ノ住所及名

ハ其ノ他必要ト認ムル事項

第十五條 第十三條ノ規定ニ依ル實施ノ決定アリタルトキハ特許發明又ハ登録實用新案ヲ實施スル官廳ハ特許局ニ實施權設定ノ登録ヲ囑託スベシ

第十六條 主務大臣第十四條ノ決定書ノ謄本ヲ送達シタルトキハ特許權者若ハ實用新案權者又ハ特許發明者ハ登録實用新案ノ實施權ニ付登録シタル權利ヲ有スル者ニ其ノ旨ヲ通知シ且軍機保護上特ニ支障アル事項ヲ除キ之ヲ官報及特許公報又ハ實用新案公報ニ公告スベシ

第十七條 主務大臣當該特許發明又ハ登録實用新案ヲ實施スルノ必要ナキニ至リタルトキハ特許權者又ハ實用新案權者及特許發明又ハ登録實用新案ノ實施權者並ニ特許權者若ハ實用新案權者又ハ特許發明者若ハ登録實用新案ノ實施權ニ付登録シタル權利ヲ有スル者ニ其ノ旨ヲ通知スベシ
主務大臣前項ノ通知ヲ爲シタルトキハ特許發明又ハ登録實用新案ヲ實

第二十四條 國家總動員法第二十七條ノ規定ニ依リ補償スベキ損失ハ・・・
特許發明若ハ登録實用新案ノ實施又ハ從業者ノ供用ニ因ル損失ノ補償
ニ付テハ實施ニ係ル特許發明若ハ登録實用新案ニ付決定ノ時ニ於テ
權利ヲ有スル者又ハ供用ヲ爲シタル事業主ガ其ノ實施又ハ供用ニ因リ
テ通常受クベキ損失トス
損失ノ補償ヲ請求セントスル者ハ閣令ノ定ムル所ニ依リ・・・特許發
明又ハ登録實用新案實施ノ場合ニ在リテハ實施ノ後ニ・・・之ヲ請求
スベシ

第二十五條 使用者ハ收用シタル工場事業場ニ屬スル土地、建物其ノ他ノ
工作物、機械、器具其ノ他工場事業場ノ用ニ供スル物又ハ實施ニ係ル
特許發明若ハ登録實用新案ニ關スル權利ガ知レタル先取特權、質權又
ハ抵當權ノ目的タル場合ニ於テハ主務大臣ハ其ノ權利ノ目的タルモノ
ニ付交付スベキ補償金ヲ供託スベシ
先取特權者、質權者又ハ抵當權者ハ前項ノ供託金ニ對シテモ其ノ權利
ヲ行フコトヲ得

工業所有權臨時法 大正六年七月二十一日 第二十一號

第一條 工業所有權ニ關スル外國人ノ出願又ハ請求ニ付テハ戰時中特許又ハ登録ヲ停止ス

前項ノ出願又ハ請求ニ係ル發明 意匠又ハ考案カ戰時中左ノ各號ハ一ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ出願又ハ請求ニ付テハ特許又ハ登録ヲ爲サス

一 帝國内ニ於テ公然知ラレ又ハ公然用キラレタルモノ

一 容易ニ應用スルコトヲ得ヘキ程度ニ於テ帝國内ニ頒布セラレタル刊行物ニ記載セラレタルモノ

第二條 外國人ハ戰時中工業所有權ニ關シ審判若ハ抗告審判ノ請求又ハ抗告審判ニ對スル出訴ヲ爲スコトヲ得ス

第三條 戰時中ニ發生シタル特許權ニ對シテハ外國人ハ萬國工業所有權保護同盟條約第四條ノ優先權ヲ主張スルコトヲ得ス

第四條 時局ノ關係ニ於テ軍艦上又ハ公海上必要ナルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ外國人ニ對スル特許又ハ商標ノ登録ヲ取消スコトヲ得

第五條 敵國人ハ其ノ特許發明ハ其ノ受ケル者之ヲ專用スルコトヲ得前條ノ規定ニ依リ取消スルコトヲ得

專用權ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條 第四條ノ規定ニ依リ登録ヲ取消サレタル商標ト同一又ハ類似ノ商標ニシテ同一商品ニ使用スヘキモノハ之ヲ登録セズ

第七條 敵國人ニ非サル者ノ出願、請求若ハ出訴又ハ特許權若ハ商標權ニシテ其ノ利益カ主トシテ敵國人ニ歸スルモノニ付テハ前六條ノ規定ヲ準用ス

第八條 戰爭終了ノ際ニ於ケル必要ナル事項ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第九條 本法ニ依ル專用權ヲ侵害シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

工業所有權臨時法施行期日ノ件 (大正六年九月十二日 勅令第四百四十號)

工業所有權臨時法施行期日ノ件 (大正六年九月十二日 勅令第四百四十號)

工業所有權戰時法施行令（大正六年九月十二日
勅令第四百四十一號）

第一條 工業所有權戰時法ニ依ル特許又ハ商標登録ノ取消ハ戰時ニ以テ、特許發明ノ專用特許ハ申請ニ因リ農商務大臣之ヲ爲ス

前項ノ規定ニ依ル處分ハ時局ハ關係ニ於テ軍事上又ハ公益上必要ナルトキニ限リ之ヲ爲スコトヲ得

第一項ノ規定ニ依ル處分ハ農商務部内ノ高等官又ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ農商務大臣ノ命シタル五人又ハ七人ノ調査委員ノ審査ヲ經テ之ヲ爲スヘシ

第二條 專用ハ特許ハ同時ニ特許ヲ爲シ又ハ既ニ爲シタル特許ノ總旨ニ反セサルトキニ限リ數人ニ對シ各別ニ之ヲ爲スコトヲ得
專用ノ特許ニハ條件ヲ附スルコトヲ得

第三條 專用權ハ登録ニ依リ發生ス

第四條 專用權ノ讓渡ハ農商務大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

第五條 專用權ノ讓渡、變更、處分ノ制限、取消若ハ拋棄ニ依ル消滅

又ハ專用特許ノ條件ノ附加若ハ變更ハ登録スルニ非サレハ之ヲ以テ第
三者ニ對抗スルコトヲ得ス
專用權ヲ目的トスル質權ノ設定、移轉、變更、處分ノ制限又ハ消滅ニ
付亦前項ニ同シ
第六條 専用ノ免許ヲ申請スル者ハ一件毎ニ手数料五十圓ヲ納付スヘシ
第七條 専用權者ハ農商務大臣カ第一條第三項ノ調査委員ノ審査ヲ受
定メタル標準ニ依リ専用料ヲ納付スヘシ
前項ノ標準ハ當該特許發明ノ實施ニ依ル生産物ハ價額ハ百分ハ三乃至
十ハ範圍内ニ於テ之ヲ定ム
但シ特別ノ事由アルトキハ之ニ依ラザルコトヲ得
第八條 農商務大臣ハ何時ニテモ専用權者ヲシテ其ノ事業若ハ財産ニ關
シ報告ヲ爲サシメ又ハ其ノ事業若ハ財産ノ狀況ヲ検査スルコトヲ得
第九條 前三條ノ規定ハ國ノ専用ニ付之ヲ適用セス
第十條 専用權者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ農商務大臣ハ専用ノ免

又ハ專用特許ノ條件ノ附加若ハ變更ハ登録スルニ非サレハ之ヲ以テ第
三者ニ對抗スルコトヲ得ス
專用權ヲ目的トスル質權ノ設定、移轉、變更、處分ノ制限又ハ消滅ニ
付亦前項ニ同シ
第六條 専用ノ免許ヲ申請スル者ハ一件毎ニ手数料五十圓ヲ納付スヘシ
第七條 専用權者ハ農商務大臣カ第一條第三項ノ調査委員ノ審査ヲ受
定メタル標準ニ依リ専用料ヲ納付スヘシ
前項ノ標準ハ當該特許發明ノ實施ニ依ル生産物ハ價額ハ百分ハ三乃至
十ハ範圍内ニ於テ之ヲ定ム
但シ特別ノ事由アルトキハ之ニ依ラザルコトヲ得
第八條 農商務大臣ハ何時ニテモ専用權者ヲシテ其ノ事業若ハ財産ニ關
シ報告ヲ爲サシメ又ハ其ノ事業若ハ財産ノ狀況ヲ検査スルコトヲ得
第九條 前三條ノ規定ハ國ノ専用ニ付之ヲ適用セス
第十條 専用權者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ農商務大臣ハ専用ノ免

本令ハ工業所有權戰時法施行ノ日ヨリ三月内ニ當該特許發明ノ
實施ノ準備ニ着手セサルトキ
二 當該特許發明ヲ適當ニ實施セサルトキ
三 專用免許ノ條件ニ違反シタルトキ
四 専用料ノ納付ヲ怠リタルトキ
五 第八條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サス、不正ノ報告ヲ爲シ又ハ検査ヲ
妨ケタルトキ
農商務大臣軍事上又ハ公益上必要ト認ムルトキハ專用ノ免許ヲ取消ス
トヲ得

附 則

本令ハ工業所有權戰時法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

工業所有權戰時法登録令（大正六年九月十二日
勅令第四百四十二號）

第一條 左ニ掲クル事項ニ關スル登録ハ本令ニ依ル

一 工業所有權戰時法ニ依ル特許ノ取消

二 専用特許ノ申請、専用權ノ設定、移轉、變更、處分ノ制限若ハ消
滅又ハ専用免許ノ條件ノ附加、變更若ハ除去

三 専用權ヲ目的トスル質權ノ設定、移轉、變更、處分ノ制限又ハ消
滅

第二條 特許ノ取消アリタルトキハ特許局長ハ特許原簿ニ其ノ登録ヲ爲
スヘシ

第三條 専用免許ノ申請アリタルトキハ特許局長ハ特許原簿ニ其ノ登録
ヲ爲スヘシ

第四條 左ノ場合ニ於テハ特許局長ハ特許原簿ニ其ノ登録ヲ爲スヘシ

一 専用ノ免許アリタルトキ

二 専用權讓渡ノ認可アリタルトキ

三 相續ニ因ル専用權ノ移轉ノ届出アリタルトキ

- 四 職權ニ因ル専用權ノ變更アリタルトキ
 - 五 専用免許ノ條件ノ附加、變更又ハ除去アリタルトキ
 - 六 専用權ノ存續期間満了シタルトキ、専用權拋棄ノ届出又ハ専用
免許ノ取消アリタルトキ其ノ他専用權ノ消滅シタルトキ
 - 第五條 第三條ノ規定ニ依ル登録ハ専用免許ノ申請ノ却下又ハ取下
リタルトキハ特許局長之ヲ抹消スヘシ
 - 第六條 工業所有權戰時法ニ依ル商標ノ登録ノ取消ニ關シテハ本令中
特許ノ取消ニ關スル規定ヲ準用ス
 - 第七條 工業所有權戰時法ニ關スル登録ニ付本令ニ規定ナキモノニ付
テハ特許登録令ヲ準用ス
- 本令ハ工業所有權戰時法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（Faint, mostly illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page. Some characters are difficult to discern but appear to be vertical columns of Japanese text.)

朝鮮及臺灣ニ工業所有權戰時法施行等ニ關スル件（大正六年九月十二日）
勅令第四百四十三號

第一條 工業所有權戰時法ハ朝鮮及臺灣ニ之ヲ施行ス

第二條 帝國臣民カ工業所有權戰時法第五條ノ規定ニ依リ帝國ニ於テ享
有スル專用權ノ效力ハ關東州及帝國カ治外法權ヲ行使スルコトヲ得ル
外國ニ在ル帝國臣民ニ及フモノトス

第三條 工業所有權戰時法中ノ罪ニ關スル規定ハ關東州及帝國カ治外法
權ヲ行使スルコトヲ得ル外國ニ在ル帝國臣民ニ對シ之ヲ適用ス

附 則

本令ハ工業所有權戰時法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令は工業部特許法施行規則を改正し、大正六年九月十二日
 第一條 工業部特許法施行規則を改正し、大正六年九月十二日
 第二條 工業部特許法施行規則を改正し、大正六年九月十二日
 第三條 工業部特許法施行規則を改正し、大正六年九月十二日
 第四條 工業部特許法施行規則を改正し、大正六年九月十二日
 第五條 工業部特許法施行規則を改正し、大正六年九月十二日
 第六條 工業部特許法施行規則を改正し、大正六年九月十二日
 第七條 工業部特許法施行規則を改正し、大正六年九月十二日
 第八條 工業部特許法施行規則を改正し、大正六年九月十二日
 第九條 工業部特許法施行規則を改正し、大正六年九月十二日
 第十條 工業部特許法施行規則を改正し、大正六年九月十二日

工業所有權戰時法施行規則 (大正六年九月十二日)
 農商務省令第二十二號

第一條 専用ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ左ノ書面ヲ添附シ農商務大臣ニ
 申請書ヲ提出スヘシ

一 資力、經驗其ノ他當該特許發明ノ實施ニ適當ナル資格ヲ有スルコ
 トヲ説明スル書面

二 事業計畫書及收支豫算書

三 申請人カ當該特許發明ニ付利害關係ヲ有スルトキハ其ノ關係ヲ證
 スルニ足ル書面

四 法人ニ在リテハ定款並最近ノ財産目錄及貸借對照表

第二條 専用免許申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 當該特許發明ノ特許番號、名稱、特許ノ年月日及特許權者ノ氏名
 又ハ名稱及住所

二 専用セムトスル期間

三 事業期ヲ定メタルトキハ其ノ事業期

- 四 當該特許發明ノ専用ヲ必要トスル理由
専用免許申請ノ手数料ハ收入印紙ヲ申請書ニ貼付シ之ヲ納付スヘシ
- 第三條 専用免許ノ申請カ繫屬スル場合ニ於テ當該特許發明ニ付専用
免許ノ申請ヲ爲サムトスル者ハ最先ニ爲サレタル申請ノ公告ノ日ヨ
リ三十日內ニ之ヲ爲スヘシ
- 第四條 専用免許ノ申請アリタル場合ニ於テ當該特許發明ニ付利害關
係ヲ有スル者ハ最先ニ爲サレタル申請ノ公告ノ日ヨリ三十日內ニ限
リ其ノ申請ノ許否ニ關シ意見書ヲ農商務大臣ニ提出スルコトヲ得
- 第五條 専用免許ノ申請アリタルトキハ特許局長ハ意見書ヲ作り之ヲ
申請書ニ添付スヘシ
- 第六條 左ノ場合ニ於テハ特許局長ハ其ノ旨ヲ官報及公報ニ公告スヘ
シ
 - 一 特許又ハ商標登録取消ノ處分アリタルトキ
 - 二 専用免許ノ申請アリタルトキ
 - 三 専用免許ノ申請ニ付許否ノ處分アリタルトキ

四 専用権ノ消滅シタルトキ

第七條 専用権者ハ毎年二月末日迄ニ前年ニ於ケル當該特許發明ノ實施報告書及收支計算書ヲ農商務大臣ニ差出スヘシ但シ別ニ事業期ヲ定メタル場合ニ於テハ其ノ事業期終了後二月内ニ之ヲ差出スヘシ
法人ニ在リテハ前項ノ書類ニ事業報告書ヲ添附スヘシ

第八條 専用料額ノ決定アリタルトキハ特許局長ハ之ヲ専用権者ニ通知スヘシ

専用権者ハ前項ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三十日内ニ收入印紙ヲ以テ特許局ニ専用料ヲ納付スヘシ

第九條 専用権者其ノ事業計畫ヲ變更シタルトキ又ハ其ノ事業ヲ休止シタルトキハ遅滞ナク其ノ旨ヲ農商務大臣ニ届出ツヘシ

第十條 専用権讓渡ノ認可ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ其ノ原因ヲ記スル書面、發明實施ノ事業ト共ニスル場合ニ於テハ其ノ事實ヲ記スル書面、發明實施ノ事業ト共ニセサル場合ニ於テハ其ノ事由ヲ説明スル書面及讓受人ニ關シ第一條各號ニ定メタル書面ヲ添付スヘシ

前項ノ認可アルトキハ讓渡人ハ遲滞ナク認可ノ日ニ至ル迄ノ實旅報
告書及收支計算書ヲ農商務大臣ニ差出スヘシ
相續ニ因ル専用權ノ移轉アリタル場合ニ於テハ其ノ原因ヲ證スルニ
足ル書面ヲ添附シ遲滞ナク其ノ旨ヲ農商務大臣ニ届出ツベシ
第十一條 専用權消滅シタルトキハ専用權者ハ其ノ消滅ノ日ニ至ル迄
ノ實施報告書及收支計算書ヲ添付シ遲滞ナク其ノ旨ヲ農商務大臣ニ
届出ツヘシ
第十二條 敵國人ニ非サル者ノ出願又ハ請求ニ付戰時中特許又ハ登録
ヲ停止スル場合ニ於テハ特許局長ハ其ノ旨ヲ出願人又ハ請求人ニ通
知スヘシ
第十三條 敵國人ニ非サル者ニ屬スル特許又ハ登録カ工業所有權戰時
法第四條ノ規定ニ依リ取消サレタル場合ニ於テハ特許局長ハ其ノ旨
ヲ特許權者又ハ商標權者ニ通知スヘシ
前項ノ規定ハ敵國人ニ非サル者ニ屬スル特許發明ニ付専用ヲ免許シ
タル場合ニ之ヲ準用ス

第十四條 工業所有權戰時法施行令又ハ本則ノ規定ニ依リ農商務大臣

差出スヘキ書類ハ特許局長ヲ經由スヘシ
附 則
本則ハ工業所有權戦時法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（Faint vertical text, likely bleed-through from the reverse side of the page, containing various characters and symbols.)

工業所有權戰時法登録令施行規則

大正六年九月十二日
農商務省令第二十三號

第一條 工業所有權戰時法登録令ニ依ル特許ノ取消ニ關スル事項ハ特許原簿ノ表示欄ニ之ヲ記載シ専用免許ノ申請、專用權ノ設定、移轉變更、處分ノ制限若ハ消滅又ハ専用免許ノ條件ノ附加、變更若ハ除去及專用權ヲ目的トスル質權ノ設定、移轉、變更、處分ノ制限又ハ消滅ニ關スル事項ハ特許原簿ノ丙區事項欄ニ之ヲ記載スヘシ

第二條 職權ニ因ル登録ハ處分、届出又ハ申請アリタル順序ニ從ヒテ之ヲ爲スヘシ

第三條 特許ノ取消アリタルトキハ原因及其ノ年月日ヲ記載シ特許權ノ表示、表示番號及特許番號ヲ朱抹スヘシ

第四條 専用免許申請ノ登録ヲ爲スニハ申請書受附ノ年月日、受附番號、申請者ノ氏名又ハ名稱及住所並申請ノ要旨ヲ記載スヘシ

第五條 専用權設定ノ登録ヲ爲スニハ専用權者ノ氏名又ハ名稱及住所並申請ノ要旨及住所並申請ノ年月日、専用ノ期間、條件ヲ附シタルトキハ其

工
第一條
凡欲申請商標註冊者、應向商標局提出申請書、並附以商標圖樣、及說明書、其申請書、應記載下列各款事項、
一、商標之種類、
二、商標之圖樣、
三、商標之說明書、
四、商標之註冊費、
五、商標之註冊日期、
六、商標之註冊地點、
七、商標之註冊代理人、
八、商標之註冊代理人之姓名、
九、商標之註冊代理人之住所、
十、商標之註冊代理人之事務所、
十一、商標之註冊代理人之電話號碼、
十二、商標之註冊代理人之其他事項、
十三、商標之註冊代理人之簽名、
十四、商標之註冊代理人之印章、
十五、商標之註冊代理人之其他事項、
十六、商標之註冊代理人之其他事項、
十七、商標之註冊代理人之其他事項、
十八、商標之註冊代理人之其他事項、
十九、商標之註冊代理人之其他事項、
二十、商標之註冊代理人之其他事項、
二十一、商標之註冊代理人之其他事項、
二十二、商標之註冊代理人之其他事項、
二十三、商標之註冊代理人之其他事項、
二十四、商標之註冊代理人之其他事項、
二十五、商標之註冊代理人之其他事項、
二十六、商標之註冊代理人之其他事項、
二十七、商標之註冊代理人之其他事項、
二十八、商標之註冊代理人之其他事項、
二十九、商標之註冊代理人之其他事項、
三十、商標之註冊代理人之其他事項、
三十一、商標之註冊代理人之其他事項、
三十二、商標之註冊代理人之其他事項、
三十三、商標之註冊代理人之其他事項、
三十四、商標之註冊代理人之其他事項、
三十五、商標之註冊代理人之其他事項、
三十六、商標之註冊代理人之其他事項、
三十七、商標之註冊代理人之其他事項、
三十八、商標之註冊代理人之其他事項、
三十九、商標之註冊代理人之其他事項、
四十、商標之註冊代理人之其他事項、
四十一、商標之註冊代理人之其他事項、
四十二、商標之註冊代理人之其他事項、
四十三、商標之註冊代理人之其他事項、
四十四、商標之註冊代理人之其他事項、
四十五、商標之註冊代理人之其他事項、
四十六、商標之註冊代理人之其他事項、
四十七、商標之註冊代理人之其他事項、
四十八、商標之註冊代理人之其他事項、
四十九、商標之註冊代理人之其他事項、
五十、商標之註冊代理人之其他事項、
五十一、商標之註冊代理人之其他事項、
五十二、商標之註冊代理人之其他事項、
五十三、商標之註冊代理人之其他事項、
五十四、商標之註冊代理人之其他事項、
五十五、商標之註冊代理人之其他事項、
五十六、商標之註冊代理人之其他事項、
五十七、商標之註冊代理人之其他事項、
五十八、商標之註冊代理人之其他事項、
五十九、商標之註冊代理人之其他事項、
六十、商標之註冊代理人之其他事項、
六十一、商標之註冊代理人之其他事項、
六十二、商標之註冊代理人之其他事項、
六十三、商標之註冊代理人之其他事項、
六十四、商標之註冊代理人之其他事項、
六十五、商標之註冊代理人之其他事項、
六十六、商標之註冊代理人之其他事項、
六十七、商標之註冊代理人之其他事項、
六十八、商標之註冊代理人之其他事項、
六十九、商標之註冊代理人之其他事項、
七十、商標之註冊代理人之其他事項、
七十一、商標之註冊代理人之其他事項、
七十二、商標之註冊代理人之其他事項、
七十三、商標之註冊代理人之其他事項、
七十四、商標之註冊代理人之其他事項、
七十五、商標之註冊代理人之其他事項、
七十六、商標之註冊代理人之其他事項、
七十七、商標之註冊代理人之其他事項、
七十八、商標之註冊代理人之其他事項、
七十九、商標之註冊代理人之其他事項、
八十、商標之註冊代理人之其他事項、
八十一、商標之註冊代理人之其他事項、
八十二、商標之註冊代理人之其他事項、
八十三、商標之註冊代理人之其他事項、
八十四、商標之註冊代理人之其他事項、
八十五、商標之註冊代理人之其他事項、
八十六、商標之註冊代理人之其他事項、
八十七、商標之註冊代理人之其他事項、
八十八、商標之註冊代理人之其他事項、
八十九、商標之註冊代理人之其他事項、
九十、商標之註冊代理人之其他事項、
九十一、商標之註冊代理人之其他事項、
九十二、商標之註冊代理人之其他事項、
九十三、商標之註冊代理人之其他事項、
九十四、商標之註冊代理人之其他事項、
九十五、商標之註冊代理人之其他事項、
九十六、商標之註冊代理人之其他事項、
九十七、商標之註冊代理人之其他事項、
九十八、商標之註冊代理人之其他事項、
九十九、商標之註冊代理人之其他事項、
一百、商標之註冊代理人之其他事項、

第六條 讓渡ニ因ル専用權移轉ノ登録ヲ爲スニハ讓渡認可申請書受附

ノ年月日、受附番號、専用權ノ表示、登録權利者ノ氏名又ハ名稱及住所、認可アリタル旨及其ノ日附並登録ノ目的ヲ記載スヘシ

相續ニ因ル専用權移轉ノ登録ヲ爲スニハ證書受附ノ年月日、受附番號專用權ノ表示、登録權利者ノ氏名又ハ名稱及住所、原因、其ノ日附並登録ノ目的ヲ記載スヘシ

第七條 専用權ノ變更又ハ専用免許ノ條件ノ附加、變更若ハ除去ノ登録ヲ爲スニハ専用權ノ表示、原因、其ノ日附、變更セラレタル事項又ハ附加、變更若ハ除去セラレタル條件ヲ記載シタル後變更又ハ除去シタル登録事項ヲ抹スヘシ

第八條 専用權消滅ノ登録ヲ爲スニハ専用權ノ表示、原因及其ノ日附ヲ記載シ専用權ノ登録ヲ抹スヘシ

拋棄ニ因ル専用權消滅ノ登録ヲ爲スニハ前項ニ記載シタル事項ノ外證書受附ノ年月日及受附番號ヲ記載スヘシ

第九條 商標ノ登録ニ關シテハ本則中特許ノ取消ニ關スル規定及明治

三十二年三月三十一日施行規則第八條

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

第十條 工業所有權戰時法登錄令ニ依ル登錄ニ關シテハ本則ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外特許登錄令施行規則ヲ準用ス

附 則

本則ハ工業所有權戰時法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

工業所有權戰時法ニ依ル専用權ニ關スル件 (大正九年一月十日 勅令第九號)

特許權ト其ノ特許發明ニ付工業所有權戰時法ニ依リ發生シタル専用權トハ各別ニ存続ス

前項ノ特許權及専用權カ同一人ニ歸シタルトキハ其ノ専用權ハ消滅ス但シ其ノ特許權又ハ専用權カ第三者ノ權利ノ目的タルトキハ此ノ限りニ在ラス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

ノ規定ヲ準用ス

第十條 工業所有權戰時法登錄令ニ依ル登錄ニ關シテハ本則ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外特許登錄令施行規則ヲ準用ス

附 則

本則ハ工業所有權戰時法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

工業所有權戰時法ニ依ル専用權ニ關スル件 (大正九年一月十日 勅令第九號)

特許權ト其ノ特許發明ニ付工業所有權戰時法ニ依リ發生シタル専用權トハ各別ニ存続ス

前項ノ特許權及専用權カ同一人ニ歸シタルトキハ其ノ専用權ハ消滅ス但シ其ノ特許權又ハ専用權カ第三者ノ權利ノ目的タルトキハ此ノ限りニ在ラス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

3369

技、術、小、委員、会、員

技、術、小、委員、会、員、
井、村、竹、市、
川、覺、一、
君、君

技、術、部、長、
井、村、竹、市、
君

技、術、部、長、
氏、家、長、明、
君

技、術、部、長、
備、藤、三、郎、
君

技、術、部、長、
三、木、吉、平、
君

技、術、部、長、
橋、本、新、助、
君

技、術、部、長、
小、杉、雄、二、
君

技、術、部、長、
杉、浦、彌、三、
君

工、務、部、長、
高、井、亮、太、郎、
君

めくれず

特許權ニ關スル權利方法 (商標一才又特許)

政府ニ使用費用額ヲ課ス (特許法第〇條 (特許費))

(補償ヲ要ス) 一五條 (商標中ノ特許費)

政府ノ工場事務場使用費用ニ於テ

其ノ一部トシテ特許權ノ使用費用一國家總務員法一三條第三項

(補償ヲ要ス)

國家總務員法ヲ行フ者ニ使用セシム一總務員法一四條

(實施細則ノ規定) 右命令ノ準據中

(補償ヲ要ス)

國家總務員ノ權利

政府ニ於テ專用 (補償)

專用ノ免許 (特許法第〇條 (特許費))

一五條 (商標中ノ特許費)

上

（資料）
（一）
（二）
（三）
（四）
（五）
（六）
（七）
（八）
（九）
（十）

（資料）
（一）
（二）
（三）
（四）
（五）
（六）
（七）
（八）
（九）
（十）

（資料）
（一）
（二）
（三）
（四）
（五）
（六）
（七）
（八）
（九）
（十）



技研公開問題ニ關スル意見案

（一七・五・一八）
技研委員会小委員会

一 特許公開ノ方式

（一） 外國特許及商標公開ノ方式

（1） 政府ガ敵性國家ノ特許利用ノ指定又ハ分配ヲ爲ス場合ハ各該國統

制會（統制會ナキ重要産業ニシテ統制會ニ準ズルモノアル場合ハ之

ヲ含ミ其ノ他ノ場合ハ適宜ノ方法ニ依ルベキモノ、本業ハ統制會ニ關

聯スル事項ノミヲ扱フ、以下同ジ）ヲル等其ノ計畫ニ參照セシメテ

（2） 公開サルベキ特許ハ各關係統制會ニ對シ當該特許權者クハ不用議

ヲ移轉シ、各該統制會ハ自己ノ責任ニ於テ之ヲ會員中ノ適當者ニ對シ

セシメ、其ノ技術ノ有效ナル活用ヲ圖ルコト

右ニ關シ法規改正ノ要アラバ之ヲ改正スベク、改正前ニアリテハ

運用上適當ナル措置ヲ講ズルコト

(3)

敵産商標公開ニ關シテハ前項特許ノ場合ニ準ズルコト

(4)

樞軸國特許ニ就テハ政府間ノ外交交渉ニ依リテ出來得ル限り其ノ

廣汎ナル利用ヲ圖ルコト

(備考) 公開實施ノ機構ニ就テハ後段四ノ項參照

(5)

尙從來我國ニ於テ外國特許ヲ買收スル場合ハ各會社ガ相互ニ競奪

シテ料金ヲ競上げ徒ニ那費ノ濫費ニ終ルガ如キ弊弊カラザルヲ以テ

今後新ニ外國特許ヲ買收スル際ニハ各關係統制會ヲシテ買收ノ幹線

乃至直接買收ニ當ラシムルコト。

又在來往々ニシテ同様ノ外國特許ガ若干ノ變更ヲ加ヘラレタル上

次ニ互リ我國ニ於テ買取ラレ、甚シキニ至リテハ益然同一ノ特許ヲ

二重三重ニ買取ラレタルガ如キ事例サヘ存在セルヲ以テ、將來ハ新

ト。不條理ノ再發セザル様、政府ニ於テモ万般ノ考慮ヲ拂ハルベキコ

(6) 技術院ニ於テハ獨逸ノ「パテント・ビューロー」ニ範テ採リ外國
特許目錄ノ完備ニ付特別ノ考慮ヲ拂ハルベキコト

□國內特許公開ノ方式

(1) 同一産業内又ハ異種産業間ニ互リ相當範圍ニ利用セラルル特許
ハ一般關係業界ノ技術水準ノ向上ヲ圖ル爲最モ簡易ナル條件ニ依リ
公開スルコト。例ヘバ機械工業ニ於ケル工作法ニ關スル特許ノ如ク
簡單ナル考案ニ基キ其ノ所有會社ガ之ニ依リ既ニ充分ノ利益ヲ收メ
タル場合ニ於テハ、政府ハ必要ニ應ジ特許收用令ヲ發動シ原則トシ
テ之ヲ無償公開セシムルコト。尙其ノ實施ニ就テハ統制會ニ委任ス
ルコト。

(2) 特定業者間ニ於テ其ノ所有特許ヲ交互ニ融通利用セムトスル場合
ニハ、其ノ條件ニ付テハ實情ニ即應シ關係會社相互間ノ談合乃至關
係統制會ノ斡旋ニ依リ適宜之ヲ決定スルコト。

(3) 其ノ他ノ場合ニ於テハ一定條件ヲ具備シタル業者ニ對シテノミ公開スベク徒ラニ活用ノ能力ナキモノニ對シテ迄公開スルコトハ却テ害アルヲ以テ、公開條件ノ決定ニ付テハ慎重ヲ期スベク、(1)同一産業内ノ特許ノ公開ニ付テハ當該統制會ニ委任シ、(2)異種産業間ノソレニ付テハ各統制會相互間ニ於テ協議決定スルコト
(備考) 右ニ開スル機構ニ就テ後段四ノ項參照

ニ一般技術公開ノ方式

特許以外ノ一般技術ノ公開乃至交流ノ方式ハ大略左ノ如ク特許ノ公開ノ場合ニ準ズ。

(1) 同一産業内又ハ異種産業間ニ亘リ相當廣範圍ニ公開サルベキ技術ニ付テハ關係統制會又ハ技術關係諸團體ノ幹旋ニ依リ(1)會報、學會等ニ於ケル論文、報告ノ發表(2)講演會、協業會又ハ懇談會ノ開催(3)製品展覽會又ハ見本市ノ開設(4)專門講習會ノ開催(5)工場ノ見学、實

- 習及批評會ノ開催(イ)指導班ノ派遣等ノ方式ヲ探ルコト。
- (2) 特定會社相互間ニ於テ任意ニ(イ)技術者ノ派遣(ロ)設計、圖面ノ公開(ハ)共同設計(ニ)協力工場(下請工場)創ノ擴充乃至合併等ノ方式ニ依リ技術ノ交流ヲ爲ス場合ハ前段一ノ口ノ(2)ノ場合ニ同ジ
- (3) 同一産業内ノ會社相互間ニ於ケル技術公開ノ場合ハ其ノ生産品目、生産額又ハ技術難度等ニ差異アルトキハ公開ノ前提トシテ先ツ大略ノ生産分野ノ劃定ヲ行ヒ技術的ニ同種類、同程度ノ會社間ニ於テ(イ)工場見學(ロ)設計、圖面ノ公開ヨリ進ムデ(ハ)共同設計等ノ方式ニ依リ互ニ長短相補ヒ技術ノ向上ヲ圖ルコト。尙其ノ實施ハ當該統制會ヲシテ之ニ當ラシムコト。
- (4) 異種産業間ノ技術公開ニ付テハ前段一ノ口ノ(3)ノ(ロ)ノ場合ニ準ズ
- (5) 尙技術公開ニ依ル被公開者ノ設備擴充又ハ變更ニ伴フ資材ノ供給ニ付テハ政府及統制會ニ於テ充分配慮スルコト。

(6) 技術ノ公開特ニ圖面ノ公開等ヲ惡用スル被公開者ニ對シテハ統制會ニ於テ罰則トシテ資材創當ノ削減其ノ他適宜ノ措置ヲ講ズルコト

ニ技術公開ニ對スル報償

(一) 報償ノ種類及査定

技術公開ニ對スル報償トシテハ物質的報酬並ニ精神的報奨ノ兩者ヲ併用シ研究心ノ退化乃至他人ノ所有スル技術ヘノ依頼心ヲ助長セザル様慎重考慮ヲ要スベク、特定業者相互間ノ任意ノ技術交流ノ場合ヲ除キ其ノ他ノ技術公開ノ場合ニ於テハ各統制會又ハ其ノ相互間ニ於テ審査決定シ必要ノ場合政府ニ於テ適當ノ措置ヲ講ズルコト。尙技術院ニ於テハ報償基準ノ作成方針ニ付考慮セラレタキコト。

□ 物質的報償

被公開者ヨリ公開者ニ對シテ支拂フベキ物質的報酬トシテハ所要ノ研究費ト被公開者ノ受益額トヲ綜合シテ報酬金額ヲ査定スベク、

又場合ニ依リ獨逸ノ先例ニ倣ヒ統制會ニ於テ公開者ニ對シテ資材額
當ノ増加ノ特典ヲ與フルモ一策ナルベシ。尙必要ニ應ジテ政府ニ於
テハ補助金又ハ獎勵金ノ交付ヲ考慮セラレタキコト。更ニ報酬ニ付
テハ公開會社ノミナラズ當該技術ニ關係シタル技術者個人（完成者
ノミナラズ發意者迄及ブコト）ニ關シテモ充分考慮スベキモノニシ
テ褒賞金ハ從來ノ實例ノ遺徳ナリシニ鑑ミ相當多額ナルヲ至當トス
ベク、又技術者個人ニ對スル報酬ハ公開會社ノソレトハ別途ニ直接
當該個人ノ有ニ歸スル様措置スベキコト

(三) 精神的報奨

公開者ニ對スル精神的報奨トシテハ各統制會ガ公開會社及技術者
ノ榮譽ヲ表彰シ、更ニ優秀ナルモノニ付テハ國家ガ特ニ之ヲ表彰シ、
以テ積極的ニ技術ノ躍進向上ニ資スルノ方途ヲ講ズルコト

四 技術及特許公開ノ機構

(1) 政府ガ技術及内外特許公開ノ方式ニ付基本方針ヲ決定スル場合ハ

適當ナル中樞的審議機關、例へば技術院ノ科學審議會ニ諮問スルコト

(2) 右諮問機關ニハ各統制會代表者ヲ參加セシムルコト

(3) 各重要産業ニ於ケル(1)敵産特許ノ利用(2)外國特許ノ買收(3)國內特許
其ノ他一般技術公開ノ實施ハ政府ノ基本方針ノ

範圍内ニ於テ總テ之ヲ當該統制會ニ一任スルコト

(4) 一産業統制會内ニ於ケル技術、特許ノ公開ハ當該統制會ノ統制規程ニ則リ、統制會會長之ヲ施行スルコト

(5) 各産業相互間ニ於ケル技術、特許ノ公開ハ關係統制會會長會議ニ於テ之ヲ決定スルコト

(6) 右決定ニ當リテハ統制會技術關係首腦者會議、例へば重要産業統制會協議會技術委員會ニ諮問スルコト

(附) 産業技術ノ振興方策

技術公開問題ニ關聯シ本邦技術ノ刷新向上ヲ圖ル爲當面技術者ノ養成及優遇其ノ他ニ關シ政府當局ノ考慮ヲ煩ハシタキ事項ヲ舉グレバ左ノ如シ。

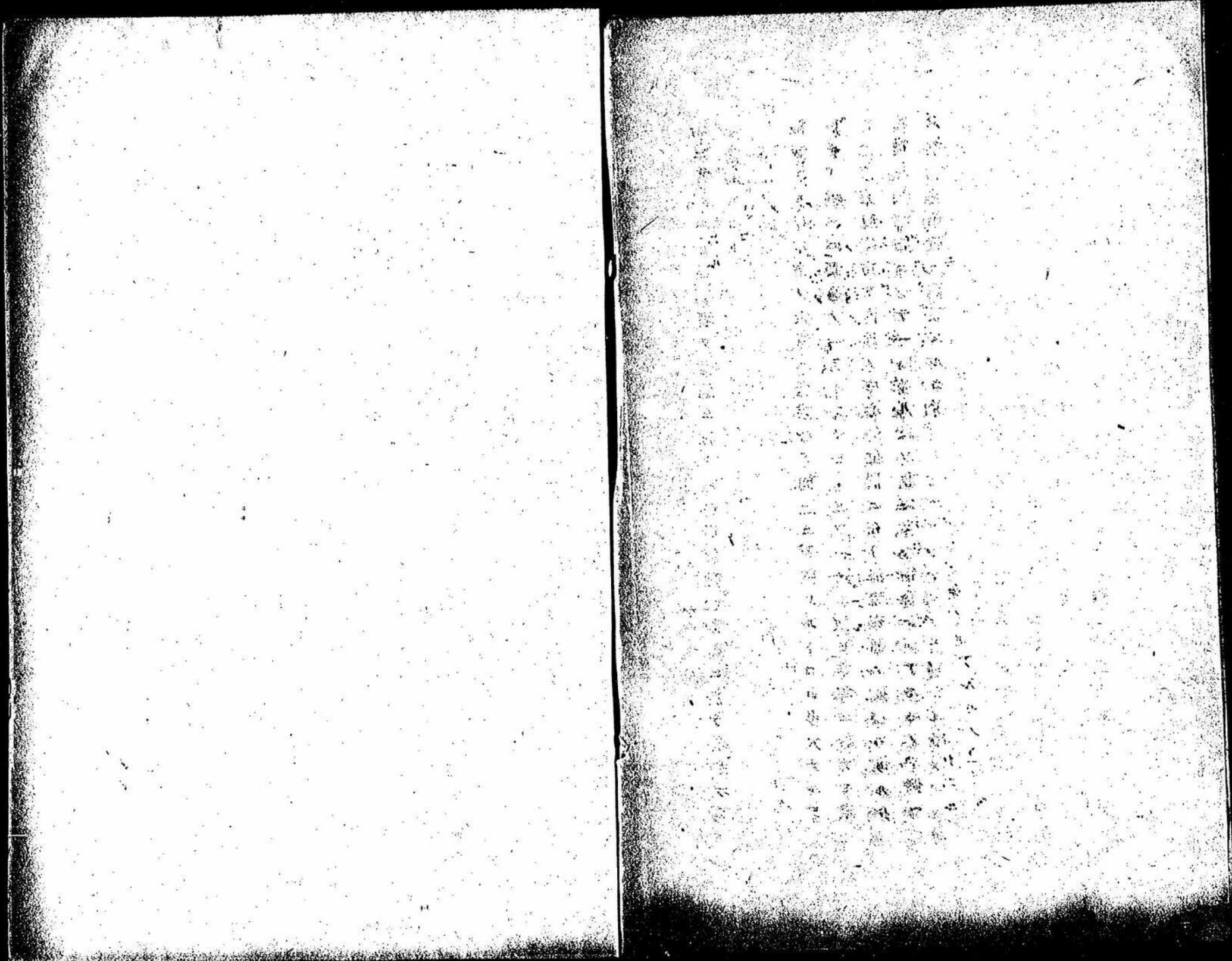
(一) 技術者ノ養成

- (1) 技能者養成令ニ依ル指定事業ノ收容人員ヲ増加シ可及的速カニ下級技術員ノ養成ヲ圖ルコト(特ニ鎖業ニ於テ)
- (2) 大學高等專門學校工礦科學生ニ對スル給費制ノ實施ニ依リ上級技術員ノ養成ヲ促進スルコト(同ジク特ニ鎖業ニ於テ)
- (3) 産業ト遊離セル大學專門學校工礦科ノ教育方針ヲ根本的ニ改革スルト共ニ其ノ教授ノ待遇ヲ改善シ以テ直接現場業務ニ從事スル生産技術者ノ養成ニ努ムルコト

積極的ニ

(二) 技術者ノ優遇

業種ニ依リ邊陲ナル地域ニ位シ又作業ノ性質上危險又ハ有害ナル業



めくれず

